

次期箱根町総合計画及び次期総合戦略策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

第7次総合計画等策定支援事業

次期箱根町総合計画及び次期総合戦略策定支援業務委託

(2) 業務の目的

第6次箱根町総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和8年度で満了することから、新たな総合計画「第7次箱根町総合計画」及び総合戦略「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する。策定にあたっては、現状を把握するとともに少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化などを踏まえ、箱根町の将来像を描き、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示す計画でなければならない。

(3) 業務内容

第7次箱根町総合計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

詳細は、次期箱根町総合計画及び次期総合戦略策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照。

(4) 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

(5) 予算概要

委託料の見積上限額は、12,694,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

ただし、令和7年度及び令和8年度の年度別見積上限額は次のとおり。

令和7年度 7,249,000円

令和8年度 5,445,000円

※いずれも消費税及び地方消費税を含む。

2 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしている事業者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。

(3) 箱根町暴力団排除条例（平成23年箱根町条例第12号）第2条第2号から第5号までに該当しないこと。

(4) 町から指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 委託事業に関する十分なノウハウを有し、当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

3 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（別紙 1）・・・1 部
- イ 法人等概要書（別紙 2）
- ウ 業務実績調書（別紙 3）
- エ 提案書（任意様式） 社名入り・・・1 部
社名なし・・・5 部
- オ 当該業務参考見積書（任意様式）・・・1 部

※参考見積書の記載方法は 2 年の総額表記とし、令和 7 年度から令和 8 年度までの年度別に金額が分かるように記載すること。

※参考見積書には、令和 7 年度から令和 8 年度までの年度別の見積金額の内訳を記載した明細書を添付すること。

(2) 提出期限

- ア 参加申込書
令和 7 年 3 月 7 日（金）17 時まで（必着）、持参又は郵送
- イ 提案書、当該業務参考見積書
令和 7 年 3 月 19 日（水）17 時まで（必着）、持参又は郵送

4 質問等について

本案件に関する質問等がある場合は、次のとおり受付し、回答するもの。

なお、軽微な質問事項（実施要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度回答することがある。

(1) 質問の提出方法

- ア 質問書（別紙 4）に質問事項を簡潔に記載し、電子メールにて提出すること。
- イ 口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和 7 年 3 月 10 日（月）17 時まで

(3) 回答方法・回答日

事務局は質問事項を取りまとめ、令和 7 年 3 月 11 日（火）に電子メールにより全参加表明者へ回答する。その際、社名等の公表はしない。

5 選考に関する事項

選考にあたっては、「次期箱根町総合計画及び次期総合戦略策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」において、提出された提案書により書類審査を行う。

なお、必要に応じて、オンライン会議システム等により、提案内容について提案事業者へヒアリングを実施する。

6 その他注意事項

- (1) 参加表明者は、3 (1) に記載する書類の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 提出した提案書等は、提出期限内に限り補正することができる。ただし、提出期限後は変更することができないものとし、また、その理由如何にかかわらず提出書類の返却はしない。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとする。
- (4) 参加に関して必要な費用は、すべて参加表明者の負担とする。
- (5) 提出された3 (1) の書類に関する著作権は、参加表明者に帰属することとする。
ただし、採用となった書類の著作権は、町に帰属することとする。
なお、採用・不採用に関わらず、町は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、書類を無償で使用できることとする。
- (6) 本プロポーザルにて、町が提供した資料等は、町の許可なしに公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 参加表明後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退理由を付した辞退届（任意様式）を提出すること。
- (8) 提出された書類は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選定に係る情報開示請求があった場合には、箱根町情報公開条例（平成 15 年箱根町条例第 14 号）に基づき、公開することがある。なお、事業者選定期間中は、開示の対象としない。

7 スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和 7 年 2 月 25 日（火）
プロポーザル参加参加申込受付期限	令和 7 年 3 月 7 日（金）17 時まで
質問受付期限	令和 7 年 3 月 10 日（月）17 時まで
質問回答日	令和 7 年 3 月 11 日（火）
提案書等提出期限	令和 7 年 3 月 19 日（水）17 時まで
書類審査	令和 7 年 3 月 21 日（金）
審査結果通知	令和 7 年 3 月 27 日（木）

8 提出、問合せ先

事務局：箱根町企画観光部企画課

所在地：〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

電 話：0460-85-9560

E-mail：kikaku-t@town.hakone.kanagawa.jp

担 当：杉山